

むし歯予防

- point ① 食後の歯みがき
- point ② 間食をだらだらと取らない
- point ③ 歯質の強化

point ④ 歯質の強化は次のものがあります。

フッ化物配合歯磨き剤 予防効果：20～30%

市販のほとんどの歯磨き剤にフッ化物が入っているが、適切な濃度の歯磨き剤を使う。

フッ化物歯面塗布 予防効果：30～40%

フッ化物を歯の表面に年3～4回繰り返して塗ると効果的。



フッ化物洗口 予防効果：50～80%

フッ化物液を1分程度ブクブクうがいをして週1～5回行う。4歳～中学校までが効果的。



からだの健康は歯と歯ぐきから

歯周病は全身病。歯を失うだけでなく、全身の病気に繋がります。



認知症

歯周病による炎症が認知機能に負の影響を及ぼし、認知症を発症、増悪する危険が高まる。



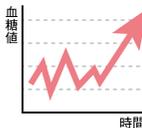
誤嚥性肺炎

誤嚥性肺炎の原因となる細菌の多くは歯周病菌であると言われている。



糖尿病

歯周病の炎症性物質のいくつかは、インスリンの働きを弱めるため、血糖のコントロールがしにくくなり、糖尿病を悪化させる。



オーラルフレイル

「フレイル」とは高齢になって心と体の働きが弱くなる軽度の衰弱、つまり健康と要介護の中間の状態をいいます。「オーラルフレイル」とは「歯や口の機能の脆弱」すなわち、口腔機能が衰えた状態を指します。具体的には口の些細なトラブル（滑舌低下・噛めない食品の増加・むせ・食べこぼしなど）の症状をいいます。

オーラルフレイル（口腔機能の衰え）

オーラルフレイルの症状

- ①滑舌が悪くなる
- ②食べこぼしをする
- ③わずかなむせがある
- ④硬い食べ物を避ける

進行すると…



- ①食欲低下
- ②食品多様性低下

低栄養や代謝・筋力の低下により



病気になったり介護が必要になる



8020達成のために

歯科健診を受け、セルフケアにこころがけましょう。

年齢	セルフケア	公的な歯科健診
-1歳 0歳	・出産前の歯周病・むし歯を予防 ・親から子への唾液によるむし歯菌感染を注意(0～5歳位まで) ・食生活のリズムをつくる ・歯みがきの習慣をつける ・フッ化物でむし歯予防	・妊婦歯科健診 ・産婦歯科健診 ・1歳6カ月歯科健診 ・3歳児歯科健診 ・幼稚園歯科健診 ・保育園歯科健診 ・学校歯科健診
10歳 20歳 40歳	・むし歯や歯周病にならないための知識習得や自己管理	・事業所歯科健診 ・保険者による歯科健診 ・市町村による歯科健診
60歳 80歳	・ オーラルフレイルを予防 ・訪問歯科診療 ・口腔ケア	・ぎふ・さわやか口腔健診 ・介護施設などでの歯科健診

3か月に1回程歯科医院でメンテナンス

岐阜県民の歯・口腔の健康 づくり条例の意義と要点

令和元年7月1日改正（公布・施行）



公益社団法人 岐阜県歯科医師会
http://www.gifukenshi.or.jp



国が

骨太の方針（経済財政運営と改革の基本方針）に2017年から3年連続で歯・口腔の健康が全身の健康につながる」と明記

岐阜県歯科医師会は

「健康は歯から口から笑顔から」をモットーに県民の皆さまが人生を「味わい」「楽しむ」ためのサポート



岐阜県歯科医師会PRキャラクター
健口武将 ぎぶ剣士

目的（要約）

- 歯・口腔の健康が心身の健康や健康寿命の延伸に重要な役割を果たしていることから、各団体などの役割を明確にし、施策の基本的な事項を定め、県民の生涯にわたる健康の保持増進と健康寿命の延伸に寄与すること

基本理念（第3条）

- 生涯にわたる歯・口腔の健康づくりに関する県民の自主的な努力を促進する
- 県民が必要な口腔保健医療サービスを受けることができる環境を整備する



教育・福祉関係者の役割（第8条）

- 幼児、児童、生徒又は学生および、障がい者・高齢者その他、福祉サービスを必要とする者の歯・口腔の健康づくりに努める
- 他の者が行う歯・口腔の健康づくりに関する取り組みと連携・協力する

県の責務（第4~5条、10条~13条）

- 総合的施策を策定・実施する（第4条第1項）
- 他の行う取り組みが効果的に推進されるよう必要な対策をする（第4条第2項）
- 市町村と連携・協力・調整するとともに、求めに応じ助言とその他必要な支援をする（第5条第1・2項）
- **歯・口腔の健康づくりの市町村の取り組みの格差を把握し、解消するために対策する（第5条第3項）**
- 歯・口腔の健康づくりに関する基本的な計画を定め公表する（第11・12条）
- 必要な財政上の措置に努める（第13条）



<基本施策の概要（第10条）>

- **胎児期は妊産婦の歯科疾患の予防を推進**
- 乳幼児期・学齢期はむし歯・歯肉炎予防、**健全な口腔機能の獲得**を推進
- 成人期は歯周病の予防を推進
- 高齢期は**オーラルフレイル**予防を推進
- 歯科受診困難者への訪問による歯科医療、適切な口腔ケア等を推進
- **手術前後の患者への歯科治療、口腔ケアなど、医科歯科連携を推進**
- 災害時の歯科医療・歯科保健の体制確保
- 歯科衛生士の確保養成及び資質の向上を推進

連携・協力

市町村の役割

- 住民に口腔保健医療サービスを実施
- 歯・口腔の健康づくりに関する施策を実施

住民への身近なサービス

県民の役割（第6条）

- 自らの生涯にわたる歯・口腔の健康づくりに取り組む
- 適切な口腔ケア等により歯科疾患を予防する
- **かかりつけ歯科医**による指導・定期的な歯科健診・歯科医療を受ける
- **父母その他の子どもを現に監護する者は、子どもの歯科疾患の予防、早期発見及び早期治療に努める**

歯科医療等業務従事者の役割（第7条）

- 県及び市町村が講ずる歯・口腔の健康づくりに関する対策に協力する

関係団体の役割（第7条）

- 歯科医療等業務従事者で組織する団体は、歯科医療機関がかかりつけ歯科医の機能を十分に発揮できるよう、良質かつ適切な歯科健診、保健指導及び歯科医療を行うことができる体制の整備に努める

歯科医療機関等の役割（第7条）

- 良質かつ適切な歯科保健医療の提供
- **歯科医療機関等は、歯科衛生士の処遇の改善及び資質の向上に努める**

事業所・医療保険者の役割（第9条）

- 事業者は、従業員の歯科健診及び保健指導を受ける機会を確保する
- 医療保険者は、被保険者が歯科健診及び保健指導を受ける機会を確保する



※赤文字は令和元年7月の本条例の一部を改正した箇所を示しており、上記は岐阜県歯科医師会において要約したものです。